



特集

## 立ち直りに寄り添う 保護司

犯罪や非行のない、安全・安心な地域づくりのために活動する保護司。みなさんは、保護司がどのような活動をしているかご存じですか。今回は、保護司の活動を紹介します。

問い合わせ先 役場総務課 ☎ 963-1730 (直)

新宮町では令和7年3月に、犯罪をした人などが孤立することなく、再び社会の一員となるよう支援する「新宮町再犯防止計画」を策定しました。地域の関係機関と力を合わせ、安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。

国内において刑法犯で検挙された人のうち、再犯者の割合は約2人に1人。また刑務所出所時に住む場所がない人の割合は、約7人に1人。このような環境から、刑務所出所後5年以内に再び罪を犯して刑務所に戻る人の割合は約3人に1人に上ります。犯罪や非行をした人の再犯を防ぐためには、就労・住居・福祉サービスなどの地域の支援が必要です。

再犯防止のために

## 保護司とは？

保護司は、法務大臣からの委嘱を受けて活動する非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える活動である「更生保護」に取り組むボランティアです。

宮町内では9人（令和7年12月現在）が活動しています。全国で約4万6,000人、新

立ち直りを支えるには、地域社会で暮らすみなさんの理解と協力が不可欠です。誰にでも分け隔てなく人権が尊重される社会を作るために、地域全体で取り込んでいくことが大切です。

※保護観察官：更生保護に関する専門家として、保護観察などにあたる国家公務員。

保護司は、保護観察官と協働して、保護観察や生活環境の調整、犯罪予防活動などを行います。

### 主な活動

#### 保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人と定期的に面接を行います。保護観察を受けている人に対して、更生を図るために約束ごとを守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労支援などを行います。

#### 生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、出所後にスムーズに社会復帰できるよう、出所後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などをを行い、必要な受入態勢を整えます。

#### 犯罪予防活動

犯罪・非行をした人の改善更生への地域社会の理解を求め、犯罪・非行を未然に防ぐために毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間に、街頭啓発などを行っています。



出典：政府広報オンライン「再犯を防止して安全・安心な社会へ」 <https://www.gov-online.go.jp/article/201406/entry-9119.html>

#### ●相談窓口を開設しています

過去に過ちを犯した人、被害にあった人や少年非行で悩んでいる人、住民からの犯罪・非行の相談を受け付けています。

**【日時】** 每週水曜日の午前10時～午後4時 ※2月11日(水・祝)は休みです。

※事前予約不要、午後3時30分までにお越しください。

**【場所】** そぴあしんぐう **【問い合わせ先】** 糧屋保護区保護司会会長 大賀 ☎ 090-7265-2486

## インタビュー

町内で保護司として活動する大賀鉄男さん。保護司歴は14年で、現在糟屋保護区保護司会の会長を務めています。立ち直りに寄り添うなかで感じる」と、苦労などをお聞きしました。

**保護司になつたきっかけを教えてください。**

保護司として活動している人は、お寺の住職さん、学校の先生、それから主婦の人など経歴や年齢もさまざまですが、私の場合、もともと刑務官として働いていたこともあります。声がかかつて保護司として活動し始めました。

**保護司の活動の中心である「保護観察」ですが、実際に面接はどのような流れで進むのでしょうか。**

保護観察対象者は出所後まず保護観察所に出向き、後日保護司と対面します。面接は保護司の自宅や対象者の自宅などで行われます。最近は市や町の会議室で行うケースも増えています。

**保護司をやっていてよかつたと思ふ出来事はありますか。**

やはり対象者が立ち直ってくれたときです。少年院からでてきたある対象者は、就職先を紹介して、そこで働いたあと大工の一人親方になりました。そのときに「先生、僕も独立したから。今度何かあつたら僕が雇つよ」と言ってくれたこと。本当にうれしかったですね。「立ち直った」というのを肌で感じたし、自分の活動が良い連鎖を生んだと思いました。

**今後の課題はありますか。**



保護司の定数は全国を通して1万2,500人なのですが、実際に保護司として活動している人は約4万6,000人です。保護司の高

齢化が進み、なり手不足が深刻になつていて、とにかく次の世代へ引き継いでいくことが喫緊の課題です。

保護司に資格は要りません。「立ち直りを支援したい」といった強い気持ちを持った人になってほしいです。保護司になつたからといって、すぐに対象者を一人で受け持つことはありません。経験年数が長い保護司とペアになって活動する複数担当制を糟屋地区では取り入れています。勉強会などのサポート体制もしっかりとありますので、ぜひ興味のある人はご連絡ください。

**町民のみなさんにメッセージをおねがいします。**

犯罪・非行をした人の立ち直りには、やはり地域のみなさんの理解が必要です。保護司や更生保護の話をすると「こわい」という反応が返ってくることもあります。保護司が何をやっているのか、きちんと理解してもらいたいです。そして立ち直りは保護司の力だけではできません。保護司、地方公共団体、関係団体、そして地域のみなさんが一体となつてできることです。

誰もが安心して過ごすことができる安全な地域社会は、地域社会に暮らす私たちの願いであり、更生保護はそんな地域づくりに必要な活動です。

みなさんも保護司の活動に、ぜひ関心を寄せてみてください。